

# 従うべき基準、標準とする基準及び参酌すべき基準の分類詳細

## 凡例

### 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

章	節		条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考	
第一章	総則		趣旨					×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要なし)	
			定義	第1条					×		変更の余地がない基本的な事項
			指定障害福祉サービス事業者の一般原則	第2条					×		変更の余地がない基本的な事項
第二章	居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び	第1節	基本方針	第3条				×	変更の余地がない基本的な事項		
		第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第4条			○	×		第7条において準用する場合を含む
				管理者	第5条			○	×		第7条、第116条及び第128条において準用する場合を含む
				準用	第6条				×	準用規定	
		第3節	設備に関する基準	設備及び備品等	第7条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				第8条							

「従う」欄に「○」がついている場合は従うべき基準  
 「標準」欄に「○」がついている場合は標準とすべき基準  
 「従う」欄と「標準」欄のいずれにも「○」がついてない場合は参酌すべき基準

市の独自基準を設定する(国の省令とは違う規定をする)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

章	節	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考		
第一章	総則	趣旨	第1条				×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要なし)		
		定義	第2条				×	変更の余地がない基本的な事項			
		指定障害福祉サービス事業者の一般原則	第3条				×	変更の余地がない基本的な事項			
第二章	第1節	基本方針	従業者の員数	第4条			×	変更の余地がない基本的な事項			
			管理者	第5条		○	×		第7条において準用する場合を含む		
	第2節	人員に関する基準	管理者	第6条		○	×		第7条、第116条及び第128条において準用する場合を含む		
			準用	第7条			×	準用規定			
	第3節	設備に関する基準	設備及び備品等	第8条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			内容及び手続きの説明及び同意	第9条			○	×		【第1条第7号】第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百五条、第三十六条、第五十四条、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条並びに第二百十三条において準用する場合を含む。【第1条第1号】第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る	
	第4節	運営に関する基準	契約支給量の報告等	第10条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			提供拒否の禁止	第11条			○	×		【第1条第7号】第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百五条、第三十六条、第五十四条、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条並びに第二百十三条において準用する場合を含む。【第1条第1号】第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る	
			連絡調整に対する協力	第12条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			サービス提供困難時の対応	第13条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			受給資格の確認	第14条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			介護給付費の申請に係る援助	第15条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			心身の状況等の把握	第16条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			指定障害福祉サービス事業者等との連携等	第17条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			身分を証する書類の携行	第18条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			サービスの提供の記録	第19条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(監査、実地指導等)	
			指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲	第20条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			利用者負担額の受領	第21条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			利用者負担額に係る管理	第22条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			介護給付費の額に係る通知等	第23条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			指定居宅介護の基本取扱方針	第24条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			指定居宅介護の具体的取扱方針	第25条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			居宅介護計画の作成	第26条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			同居家族に対するサービス提供の禁止	第27条			○		×		第43条第1項及び第2項において準用する場合を含む
			緊急時の対応	第28条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			支給決定障害者等に関する市町村への通知	第29条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			管理者及びサービス提供責任者の責務	第30条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)	
			運営規程	第31条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			介護等の総合的な提供	第32条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			勤務体制の確保	第33条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)	
			衛生管理等	第34条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			掲示	第35条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			第5節	基準該当障害福祉サービスに関する基準	秘密保持等	第36条			○	×	
	情報の提供等	第37条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
	利益供与等の禁止	第38条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	苦情解決	第39条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	事故発生時の対応	第40条					○		×		【第1条第7号】第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百五条、第三十六条、第五十四条、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条並びに第二百十三条において準用する場合を含む。【第1条第1号】第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る
	会計の区分	第41条							×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(社会福祉法人等会計基	
	記録の整備	第42条							×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(法第48～50条 監査、実地指導等)	
	第1節	基本方針	準用	第43条				×	準用規定		
			従業者の員数	第44条			○	×		第48条第2項において準用する場合を含む	
			管理者	第45条			○	×		第48条第2項において準用する場合を含む	
			設備及び備品等	第46条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			同居家族に対するサービス提供の制限	第47条			○	×		第48条第2項において準用する場合を含む	
	運営に関する基準	第48条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
	第49条						×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第6項に対応)			

章	節		条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考			
第三章	第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第50条				○	×				
			管理者	第51条					○	×		【第1条第5号】第80条、第157条、第167条、第177条、第187条及び第199条において準用する場合を含む。【第1条第1号】第206条において準用する場合に限る	
	第3節	設備に関する基準	設備	第52条	1				○	×		病室に係る部分に限る	
					2					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
					3					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
	第4節	運営に関する基準	契約支給量の報告等	第53条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			サービスの提供の記録	第53条の2						×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(法第48～50条 監査、実地指導等)		
			利用者負担額の受領	第54条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			利用者負担額に係る管理	第55条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			介護給付費の額に係る通知等	第56条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			指定療養介護の取扱方針	第57条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			療養介護計画の作成等	第58条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)		
			サービス管理責任者の責務	第59条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)		
			相談及び援助	第60条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			機能訓練	第61条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			看護及び医学的管理の下における介護	第62条	1						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				2							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				3							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				4							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				5						○	×		
			その他のサービスの提供	第63条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			緊急時等の対応	第64条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			支給決定障害者に関する市町村への通知	第65条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			管理者の責務	第66条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			運営規程	第67条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	勤務体制の確保等	第68条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)			
	定員の遵守	第69条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
非常災害対策	第70条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
衛生管理等	第71条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
掲示	第72条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
身体拘束等の禁止	第73条							○	×	【第1条第7号】第九十三条、第二百五条、第二百五十四条、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条及び第二百十三条において準用する場合を含む。【第1条第1号】第206条並びに第223条第2項から第5項までにおいて準用する場合に限る			
地域との連携等	第74条								×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
記録の整備	第75条								×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(法第48～50条 監査、実地指導等)			
準用	第76条								×	準用規定			
第四章	第1節	基本方針	第77条						×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第7項に対応)			
			第78条						○	×			
	第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第78条					○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			従たる事業所を設置する場合における特例	第79条	1					○	×		第157条、第167条、第177条、第187条及び第199条において準用する場合を含む
	第3節	設備に関する基準	設備	第81条						×	準用規定		
			利用者負担額の受領	第82条						×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。		
	第4節	運営に関する基準	介護	第83条	1					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
					2					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
					3					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
					4					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
					5					○	×		
					6					○	×		第223条第2項において準用する場合を含む
			生産活動	第84条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			工賃の支払	第85条						○	×		第184条及び第223条第2項において準用する場合を含む
			食事	第86条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			健康管理	第87条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	支給決定障害者に関する市町村への通知	第88条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
	運営規程	第89条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
	衛生管理等	第90条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
	協力医療機関	第91条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
	掲示	第92条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
	準用	第93条							×	準用規定			
	第5節	基準該当障害福祉サービスに関する基	基準該当生活介護の基準	第94条	1					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)		
					2					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)		
					3					○	×		
					4						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)	
					1						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)	

章	節	節	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考		
		第1節 サービスに関する基準	指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例	第94条の2	2		○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)			
					3			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)			
					4		○	×				
					5			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)			
								×	準用規定			
第五章	削除											
第六章	短期入所	第1節	基本方針	第114条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第8項に対応)			
		第2節	人員に関する基準	従業者の員数 準用	第115条 第116条		○	×	準用規定			
		第3節	設備に関する基準	設備及び備品等	第117条	1			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						2			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						3			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						4		○	×		居室に係る部分に限るハのみ	
						5			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		第4節	運営に関する基準	指定短期入所の開始及び終了 入退所の記録の記載等 利用者負担額等の受領 指定短期入所の取扱方針 サービスの提供 運営規程 定員の遵守 準用	第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条				×	変更の余地がない基本的な事項		
									×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
									×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
									×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
									×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		第5節	基準該当障害福祉サービスに関する基準	指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例	第125条の2	1			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)		
						2		○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)		
						3		○	×			
4							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)				
							×	準用規定				
第七章	重度障害者等包括支援	第1節	基本方針	第126条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第9項に対応)			
		第2節	人員に関する基準	従業者の員数 準用	第127条 第128条		○	×	準用規定			
		第3節	設備に関する基準	準用	第129条			×	準用規定			
		第4節	運営に関する基準	実施主体 事業所の体制 障害福祉サービスの提供に係る基準 指定重度障害者等包括支援の取扱方針 サービス利用計画の作成 運営規程 準用	第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条				×	変更の余地がない基本的な事項		
									×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
						1			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						2		○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						3			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
								×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
								×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
								×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
								×	準用規定			
		第八章	共同生活介護	第1節	基本方針	第137条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第10項に対応)	
				第2節	人員に関する基準	従業者の員数 管理者	第138条 第139条		○	×		第209条において準用する場合を含む
				第3節	設備に関する基準	設備	第140条	1			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能
2									×	人員基準や報酬と連動しないため緩和することは困難。		
3									×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
4								○	×	人員基準や報酬と連動しないため緩和することは困難。	第210条において重要する場合を含む 居室に係る部分に限る。第210条において準用する場合を含む	
5								○	×	人員基準や報酬と連動しないため緩和することは困難。	第210条において重要する場合を含む	
6					×	人員基準や報酬と連動しないため緩和することは困難。						
7	1				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。						
								○	×		第210条において準用する場合を含む	
第4節	運営に関する基準			入退去 入退去の記録の記載等 利用者負担額等の受領 利用者負担額に係る管理 指定共同生活介護の取扱方針 サービス管理責任者の責務 介護及び家事等 社会生活上の便宜の供与等 運営規程 勤務体制の確保等 支援体制の確保 定員の遵守 協力医療機関等 準用	第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
									×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
									×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
									×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
									×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
		1					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
		2					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
		3				○	×					
							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				

章	節	節	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考			
第九章	自立訓練 (機能訓練)	第1節	基本方針	第155条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第13項及び施行規則第6条の6第1号に対応)				
		第2節	人員に関する基準	従業者の員数 第156条 準用 第157条			○		×				
		第3節	設備に関する基準	準用 第158条 利用者負担額等の受領 第159条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		第4節	運営に関する基準	訓練	第160条	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	【第1条第5項】第171条、第184条、第197条及び第202条において準用する場合を含む【第1条第1項】第206条において準用する場合に 第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条、第206条及び第223条第3項から第5項までにおいて準用する場合を含む	
						2				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						3		○		×			
						4		○		×			
				地域生活への移行のための支援 第161条 準用 第162条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		第5節	基準該当障害福祉サービスに関する基準	基準該当自立訓練(機能訓練)の基準	第163条	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)		
						2				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)		
						3		○		×			
						4				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)		
				準用 第164条					×	準用規定			
第十章	自立訓練 (生活訓練)	第1節	基本方針	第165条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第13項及び施行規則第6条の6第2号に対応)				
		第2節	人員に関する基準	従業者の員数 第166条 準用 第167条			○		×				
		第3節	設備に関する基準	設備	第168条	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	居室に係る部分に限る 口のみ及び附則第18条	
						2				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						3		○		×			
						1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
						2				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		4				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能						
		5				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能						
				第169条					削除				
		第4節	運営に関する基準	サービスの提供の記録 第169条の2						×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(法第48～50条 監査、実地指導等)		
				利用者負担額等の受領 第170条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
				記録の整備 第170条の2						×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(法第48～50条 監査、実地指導等)		
準用 第171条								×	準用規定				
第5節	基準該当障害福祉サービスに関する基準	基準該当自立訓練(生活訓練)の基準	第172条	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)				
				2				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)				
				3		○		×					
				4				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)				
		準用 第173条					×	準用規定					
第十一章	就労移行支援	第1節	基本方針	第174条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第14項に対応)				
		第2節	人員に関する基準	従業者の員数 第175条			○		×				
				認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数 第176条 準用 第177条			○		×				
		第3節	設備に関する基準	認定指定就労移行支援事業所の設備 第178条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則)			
				準用 第179条					×	準用規定			
		第4節	運営に関する基準	実習の実施 第180条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				求職活動の支援等の実施 第181条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				職場への定着のための支援の実施 第182条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				就職状況の報告 第183条 準用 第184条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				準用 第184条					×	準用規定			
		第十二章	就労継続支援A型	第1節	基本方針	第185条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第15項及び施行規則第6条の10第1号に対応)		
				第2節	人員に関する基準	従業者の員数 第186条			○		×		第199条で準用する場合を含む
						準用 第187条					×	準用規定	
第3節	設備に関する基準			設備 第188条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
				実施主体 第189条			○		×				
第4節	運営に関する基準			雇用契約の締結等 第190条				○		×			
				就労 第191条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
				賃金及び工賃 第192条				○		×			
				実習の実施 第193条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				求職活動の支援等の実施 第194条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				職場への定着のための支援等の実施 第195条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				利用者及び従業者以外の者の雇用 第196条 準用 第197条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		

章		節		条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考	
第十三章	就労継続支援B型	第1節	基本方針	第198条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第15項及び施行規則第6条の10第2号に対応)		
		第2節	人員に関する基準	準用	第199条				×	準用規定		
		第3節	設備に関する基準	準用	第200条				×	準用規定		
		第4節	運営に関する基準	工賃の支払等	第201条			○		×		
				準用	第202条					×	準用規定	
		第5節	基準該当障害福祉サービスに関する基準	実施主体等	第203条	1		○		×		
						2		○		×		
						3					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準該当)
				運営規程	第204条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				工賃の支払	第205条			○		×		
準用	第206条					×	準用規定					
第十四章	共同生活援助	第1節	基本方針	第207条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第16項に対応)		
		第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第208条			○		×		
		第3節	設備に関する基準	準用	第209条					×	準用規定	
				準用	第210条					×	準用規定	
		第4節	運営に関する基準	家事等	第211条	1				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
						2		○		×		
				勤務体制の確保等	第212条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)	
				準用	第213条					×	準用規定	
		第十五章	多機能型に関する特例		第214条				削除			
				従業者の員数等に関する特例	第215条			○		×		
設備の特例	第216条							×	原則を緩和する規定であり更なる緩和は不可能			
第十六章	一体的指定共同生活介護事業所等に関する特例	従業者の員数に関する特例	第217条			○		×				
		設備及び定員の遵守に関する特例	第218条				○	×	原則を緩和する規定であり更なる緩和は不可能	附則第18条含む		
		離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準	第219条					×	原則を緩和する規定であり更なる緩和は不可能			
第十七章	離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準	従業者の員数	第220条			○		×				
		管理者	第221条			○		×				
		利用定員	第222条				○	×	人員基準や報酬と連動しないため緩和することは困難。			
		準用	第223条					×	準用規定			

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

章		見出し	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考		
第一章	総則	趣旨	第1条					×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要なし)		
		定義	第2条					×	変更の余地がない基本的な事項			
		障害福祉サービス事業者の一般原則	第3条					×	変更の余地がない基本的な事項			
第二章	療養介護	基本方針	第4条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第6項に対応)			
		構造設備	第5条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		管理者の資格要件	第6条				○	×				
		運営規程	第7条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		非常災害対策	第8条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		記録の整備	第9条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(法第48～50条 監査、実地指導等)			
		規模	第10条					○	×	人員基準や報酬が連動しないため、変更は困難		
		設備の基準	第11条	1				○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	病室に係る部分に限る。	
				2					×	原則を緩和する特例規定であり、さらなる緩和は不可能		
		職員の配置の基準	第12条	1				○	×			
				2				○	×			
				3					○	×	基準第10条に連動するため、変更できない。	
				4				○	×			
				5				○	×			
				6				○	×			
				7				○	×			
		心身の状況等の把握	第13条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(法第5条第21項に対応)		
		障害福祉サービス事業者との連携等	第14条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		<small>療養介護事業者が利用者に求めることができる金額の支払の範囲等</small>	第15条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
		療養介護の取扱方針	第16条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		療養介護計画の作成等	第17条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)		
		サービス管理責任者の責務	第18条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準と連動)		
		相談及び援助	第19条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		機能訓練	第20条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第4条に連動)		
		看護及び医学的管理の下における介護	第21条	1						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第4条に連動)	
				2						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第4条に連動)	
				3						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第4条に連動)	
				4						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第4条に連動)	
				5					○	×		
		その他のサービスの提供	第22条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		緊急時等の対応	第23条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
		管理者の責務	第24条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第6条に連動)		
勤務体制の確保等	第25条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第12、21条に連動)				
定員の遵守	第26条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
衛生管理等	第27条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
身体拘束等の禁止	第28条					○	×		第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。			
秘密保持等	第29条					○	×		第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。			
苦情解決	第30条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
地域との連携等	第31条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
事故発生時の対応	第32条					○	×		第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。			
		基本方針	第33条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第7項に対応)			
		構造設備	第34条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		管理者の資格要件	第35条				○	×		第55条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。		
		運営規程	第36条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		規模	第37条					○	×	人員基準や報酬が連動しないため、変更は困難	第55条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。	
		設備の基準	第38条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		職員の配置の基準	第39条	1				○	×			
				2				○	×			
				3					○	×	基準第37条に連動するため、変更できない。	
				4				○	×			
				5				○	×			
				6				○	×			
				7				○	×			
				8				○	×			
									×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		

章	見出し	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考	
第三章	生活介護	従たる事業所を設置する場合における特例	第40条	2		○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	第55条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。	
				3	○	○	×		第55条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。	
		サービス提供困難時の対応	第41条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
		介護	第42条	1			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第33条に連動)		
	2					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第33条に連動)			
	3					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第33条に連動)			
	4					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第33条に連動)			
	5				○	×				
	6				○	×				
		生産活動	第43条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		工賃の支払	第44条			○	×		第70条において準用する場合を含む。	
		食事	第45条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		健康管理	第46条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
		緊急時等の対応	第47条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
	衛生管理等	第48条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
	協力医療機関	第49条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
	準用	第50条			○	×				
第四章	自立訓練(機能訓練)	基本方針	第51条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第13項に対応)		
		職員の配置の基準	第52条			○	×			
		訓練	第53条	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第51条に連動)	
				2			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第51条に連動)		
				3		○	×		第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。	
				4		○	×			
地域生活への移行のための支援	第54条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第51条に連動)				
準用	第55条			○	×					
第五章	自立訓練(生活訓練)	基本方針	第56条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第13項に対応)		
		規模	第57条			○	×	人員基準や報酬が連動しないため、変更は困難		
		設備の基準	第58条	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				2			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				本文	○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	本文(居室に係る部分に限る)		
						1	○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	1号口のみ
				2		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
				4		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
				5		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		6		×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。					
		7		×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。					
		職員の配置の基準	第59条			○	×			
		(削除)	第60条				×	削除		
準用	第61条			○	×					
第六章	就労移行支援	基本方針	第62条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第14項に対応)		
		認定就労移行支援事業所の設備	第63条				×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則)		
		職員の配置の基準	第64条			○	×			
		認定就労移行支援事業所の職員の員数	第65条			○	×			
		実習の実施	第66条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		求職活動の支援等の実施	第67条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		職場への定着のための支援の実施	第68条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		就職状況の報告	第69条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		準用	第70条			○	×			
		第七章	就労継続支援A型	基本方針	第71条				×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第15項に対応)
管理者の資格要件	第72条					○	×		第88条において準用する場合を含む。	
規模	第73条					○	×	人員基準や報酬が連動しないため、変更は困難		
設備の基準	第74条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
職員の配置の基準	第75条					○	×		第88条において準用する場合を含む。	
従たる事業所を設置する場合における特例	第76条			1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				2		○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	第88条において準用する場合を含む	
				3		○	×		第88条において準用する場合を含む	
実施主体	第77条					○	×			
雇用契約の締結等	第78条					○	×			
就労	第79条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				



章		見出し	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考
		賃金及び工賃	第80条			○		×		
		実習の実施	第81条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		求職活動の支援等の実施	第82条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		職場への定着のための支援等の実施	第83条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		利用者及び職員以外の者の雇用	第84条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		準用	第85条			○		×		
第八章	就労継続支援B型	基本方針	第86条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第15項に対応)	
		工賃の支払	第87条			○		×		
		準用	第88条			○		×		
第九章	多機能型に関する特例	規模に関する特例	第89条				○	×	原則を緩和する特例規定であり、さらなる緩和は不可能	
		職員の員数等の特例	第90条			○		×		
		設備の特例	第91条					×	原則を緩和する特例規定であり、さらなる緩和は不可能	

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

章	節		条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考										
第一章	総則	趣旨	第1条					×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要なし)										
		定義	第2条					×	変更の余地がない基本的な事項											
		指定障害者支援施設等の一般原則	第3条					×	変更の余地がない基本的な事項											
		従業者の員数	第4条				○	×												
第二章	第1節	人員に関する基準	従業者の員数に関する特例	第4条の2				○	×											
			複数の屋間実施サービスを行う場合における従業者の員数	第5条					○	×										
			従たる事業者を設置する場合における特例	第5条の2	1					×	変更の余地がない基本的な事項									
					2					○	×									
			第2節	設備に関する基準	設備	第6条	1				○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	居室に係る部分に限る						
							2	1						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
	2										○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	ハのみ						
	3											×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能							
	4											×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能							
	5											×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能							
	6											×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能							
	3											×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則)							
	4											×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能							
	設備に関する特例	第6条の2										×	原則を緩和する特例規定であり、さらなる緩和は不可能							
	第3節	運営に関する基準					生産活動 工賃の支払等 実習の実施	第28条 第29条 第30条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
															○	×				
									第3節	運営に関する基準	生産活動 工賃の支払等 実習の実施	第28条 第29条 第30条						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
																			○	×
			介護	第26条	1												×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					2												×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					3												×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					4												×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					5												×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					6												○	×		
					7												○	×		
			訓練	第27条	1												×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					2												×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					3												○	×		
																○	×			

章	節	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考
		求職活動の支援等の実施	第31条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		職場への定着のための支援の実施	第32条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		就職状況の報告	第33条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		食事	第34条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		社会正活上の便宜の供与等	第35条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		健康管理	第36条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		緊急時等の対応	第37条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	第38条			○	×		
		給付金として支払を受けた金銭の管理	第38条の2				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		支給決定障害者に関する市町村への通知	第39条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		管理者による管理等	第40条	1		○	×		
	2					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
	3					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		運営規定	第41条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		勤務体制の確保	第42条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		定員の遵守	第43条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		非常災害対策	第44条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		衛生管理等	第45条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		協力医療機関等	第46条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		掲示	第47条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		身体拘束等の禁止	第48条			○	×		
		秘密保持等	第49条			○	×		
		情報の提供等	第50条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		利益供与等の禁止	第51条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		苦情解決	第52条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		地域との連携等	第53条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		事故発生時の対応	第54条			○	×		
		会計の区分	第55条				×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(社会福祉法人等会計基準)	
		記録の整備	第56条				×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(監査、実地指導等)	

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準

章		条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考			
第一章	総則	趣旨	第1条				×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要な			
		定義	第2条				×	変更の余地がない基本的な事項				
		障害者支援施設等の一般原則	第3条				×	変更の余地がない基本的な事項				
第二章	設備及び運営に関する基準	構造設備	第4条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
		施設長の資格要件	第5条			○	×					
		運営規定	第6条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		非常災害対策	第7条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		記録の整備	第8条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(監査、実地指導等)			
		規模	第9条				○	×	人員基準や報酬が連動しないため、変更は困難			
		設備の基準	第10条	1			○		×			
				2	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				3	2	○			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	ハのみ	
				4	3				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				5	4				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				6	5				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				7	6				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				8	7				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				3						×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則)	
				4						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
		職員の配置の基準	第11条	1			○		×			
				2			○	○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	口のみ標準とすべき基準	
				3			○		×			
				4			○		×			
				5			○		×			
				6			○	○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	口のみ標準とすべき基準	
				7			○		×			
		2			○		×					
		3			○		×					
		4			○		×					
		複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数	第12条				○		×			
		従たる事業所を設置する場合における特例	第12条の2	1					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				2				○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				3			○		×			
		サービス提供困難時の対応	第13条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		心身の状況等の把握	第14条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		指定障害福祉サービス事業者等との連携等	第15条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		障害者支援施設等が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲	第16条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		施設障害福祉サービスの取扱方針	第17条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		施設障害福祉サービス計画の作成	第18条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		サービス管理責任者の責務	第19条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準に連動)			
相談等	第20条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
介護	第21条	1					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)				
		2					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)				
		3					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)				
		4					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)				
		5					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)				
		6			○		×					
		7			○		×					
訓練	第22条	1					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)				
		2					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)				

章	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考
		3		○		×		
		4		○		×		
	生産活動	第23条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	工賃の支払等	第24条		○		×		
	実習の実施	第25条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	給職活動の支援等の実施	第26条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	職場への定着のための支援の実施	第27条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	就職状況の報告	第28条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	食事	第29条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	社会生活上の便宜の供与等	第30条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	健康管理	第31条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	緊急時等の対応	第32条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	第33条		○		×		
	給付金として支払を受けた金銭の管理	第33条の2				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	施設長の責務	第34条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	勤務体制の確保	第35条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	定員の遵守	第36条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	衛生管理等	第37条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	協力医療機関等	第38条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	身体拘束等の禁止	第39条		○		×		
	秘密保持等	第40条		○		×		
	苦情解決	第41条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	地域との連携等	第42条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	事故発生時の対応	第43条		○		×		

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

章	見出し	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考
	趣旨	第1条					×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要な)
	基本方針	第2条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第26項に対応)	
	運営規程	第3条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	非常災害対策	第4条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	サービスの提供の記録	第5条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる(法第81条、第82条 立入等)	
	記録の整備	第6条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる(法第81条、第82条 立入等)	
	規模	第7条				○	×	緩和することで市単独負担となる(国庫補助基準に該当しない)。	
	設備の基準	第8条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	職員の配置の基準	第9条			○		×		
	従たる事業所を設置する場合における特例	第9条の2	1				×	原則を緩和する特例規定であり、更なる緩和は不可能。	
			2		○		×		
	利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等	第10条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	生産活動	第11条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	工賃の支払	第12条			○		×		
	定員の遵守	第13条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	衛生管理等	第14条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	秘密保持等	第15条			○		×		
	苦情解決	第16条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	事故発生時の対応	第17条			○		×		

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

章	見出し	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考
	趣旨	第1条					×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要な)
	基本方針	第2条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第5条第27項に対応)	
	構造設備	第3条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	運営規程	第4条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	非常災害対策	第5条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	サービスの提供の記録	第6条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる(法第81条、第82条 立入等)	
	記録の整備	第7条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる(法第81条、第82条 立入等)	
	規模	第8条				○	×	緩和することで市単独負担となる(国庫補助基準に該当しない)。	
	設備の基準	第9条	1	本文	○		×	居室に係る部分に限る。	
				1			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
				2			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
				3			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
				4			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
				5			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			2	1	○		×	「ロ」及び附則第2条の規定による基準が従うべき基準。	
				2			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
				3			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
				4			×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			3				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	職員の配置の基準	第10条			○		×		
	利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等	第11条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	定員の遵守	第12条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	衛生管理等	第13条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	秘密保持等	第14条			○		×		
	苦情解決	第15条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
	事故発生時の対応	第16条			○		×		

# 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

章	節	見出し	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考			
第一章	総則	趣旨	第1条					×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要なし)			
		定義	第2条					×	変更の余地がない基本的な事項				
		指定障害児通所支援事業者等の一般原則	第3条					×	変更の余地がない基本的な事項				
第二章	第1節	基本方針	第4条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第6条の2第2項に対応)				
			第5条				○	×					
	第2節	人員に関する基準	第6条					×					
			第7条				○	×		第57条、第67条及び第74条において準用する場合を含む。			
			第8条	1				×	原則を緩和する特例規定であり、さらなる緩和は不可能。				
	第3節	設備に関する基準	設備	第9条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。		
					1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
					2	1	○		×			「口」のみ。	
					2	2	○		×				
	第4節	運営に関する基準	第10条	3					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
			第10条	4					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
			第11条					○	×	人員基準や報酬が連動しないため緩和することは困難。			
			第12条					○	×		第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。		
			第13条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
			第14条					○	×		第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。		
			第15条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
			第16条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
			第17条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
			第18条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
			第19条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
			第20条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
			第21条							×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる(第21条の5の21～第21条の5の24)		
			第22条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第23条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第24条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第25条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第26条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			第27条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			第28条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			第29条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			指導、訓練等	第30条	1						×	事業を行う最低基準であり緩和することは不可能(指定基準第3条に連動)	
					2						×	事業を行う最低基準であり緩和することは不可能(指定基準第3条に連動)	
					3						×	事業を行う最低基準であり緩和することは不可能(指定基準第3条に連動)	
					4				○	×		第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。	
					5						×	事業を行う最低基準であり緩和することは不可能(指定基準第3条に連動)	
			第31条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			第32条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			第33条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第34条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第35条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第36条							×	事業を行う最低基準であり緩和することは不可能(指定基準第3条に連動)		
			第37条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			第38条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			第39条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第40条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第41条							×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			第42条							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
第43条									×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
第44条									○	×	第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。		
第45条									○	×	第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。		
第46条									○	×	第64条において準用する場合を含む。		
第47条									○	×	第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。		



章	節	見出し	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考		
		情報の提供等	第48条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		利益供与等の禁止	第49条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		苦情解決	第50条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
		地域との連携等	第51条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		事故発生時の対応	第52条			○		×		第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。		
		会計の区分	第53条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる(社会福祉法人会計基準)			
		記録の整備	第54条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる(第21条の5の21～第21条の5の24)			
	第1節	基本方針	第55条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第6条の2第3項に対応)			
	第2節	人員に関する基準	従業者の員数 準用			○		×	準用する規定は従うべき基準(第7条)			
	第3節	設備に関する基準	設備	第58条	1	○		×		病室に係る部分に限る。		
2							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
3							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
							×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
	第4節	運営に関する基準	利用定員	第59条			○	×	人員基準や報酬が連動しないため緩和することは困難。			
通所利用者負担額の受領			第60条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
障害児通所給付費の額に係る通知等			第61条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
通所給付決定保護者に関する市町村への通知			第62条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
運営規程			第63条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
準用			第64条				×	準用する規定は従うべき基準(第44条～第47条、第52条)				
	第1節	基本方針	第65条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第6条の2第4項に対応)			
第2節			人員に関する基準	従業者の員数	第66条			○	×			
				準用	第67条				×	準用する規定は従うべき基準(第8条第2項)		
				設備	第68条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
第4節	運営に関する基準	利用定員	第69条				○	×	人員基準や報酬が連動しないため緩和することは困難。			
		通所利用者負担額の受領	第70条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。				
		準用	第71条				×	準用する規定は従うべき基準(第12条、第14条、第30条第4項、第44条～第47条、第52条)				
	第1節	基本方針	第72条					×	変更の余地がない基本的な事項(法第6条の2第5項に対応)			
第2節			人員に関する基準	従業者の員数	第73条			○	×			
				準用	第74条				×	準用する規定は従うべき基準(第7条)		
第3節			設備に関する基準	設備	第75条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
				身分を証する書類の携行	第76条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	通所利用者負担額の受領	第77条						×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。			
第4節	運営に関する基準	運営規程	第78条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
		準用	第79条					×	準用する規定は従うべき基準(第12条、第14条、第30条第4項、第44条～第47条、第52条)			
第六章	多機能型事業所に関する特例	従業者の員数に関する特例	第80条			○		×				
		設備に関する特例	第81条					×	原則を緩和する特例規定であり、さらなる緩和は不可能。			
		利用定員に関する特例	第82条				○	×	原則を緩和する特例規定であり、さらなる緩和は不可能。			
附則		施行期日	第1条					×	基本的な事項であるため変更の余地なし(施行期日)			
		経過措置	第2条			○		×		置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。		
			第3条			○		×				

# 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

章	節	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考			
第一章	総則	趣旨	第1条				×		削除(省令中の従うべき基準にあたる条文等を規定した内容であり市条例には必要ない)			
		定義	第2条				×	変更の余地がない基本的な事項				
		指定障害児入所施設等の一般原則	第3条				×	変更の余地がない基本的な事項				
第二章	第1節	人員に関する基準	従業者の員数	第4条			○	×				
	第2節	設備に関する基準	設備	第5条	1			○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	居室に係る部分に限る	
					2				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
					3	1				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
						2	○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	面積に係る部分に限る		
						3	○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	面積に係る部分に限る		
					4				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
					5				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
	6				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能						
	第3節	運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意	第6条				○	×		第57条において準用する場合を含む	
			提供拒否の禁止	第7条				○	×		第57条において準用する場合を含む	
			あつせん、調整及び要請に対する協力	第8条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			サービス提供困難時の対応	第9条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			受給資格の確認	第10条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	第11条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			心身の状況等の把握	第12条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			居住地の変更が見込まれる者への対応	第13条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			入退所の記録の記載等	第14条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			サービスの提供の記録	第15条					×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(監査、実地指導等)		
			<small>指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払いの範囲等</small>	第16条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			入所利用者負担額の受領	第17条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			入所利用者負担額に係る管理	第18条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			障害児入所給付費の額に係る通知等	第19条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			指定入所支援の取扱方針	第20条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			入所支援計画の作成等	第21条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			児童発達支援管理責任者の責務	第22条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(人員基準に連動)		
			検討等	第23条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			相談及び援助	第24条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			指導、訓練等	第25条	1					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)	
					2				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					3				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能(基準第3条に連動)		
					4	○	×				第57条において準用する場合を含む	
					5	○	×				第57条において準用する場合を含む	
			食事	第26条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			社会生活上の便宜の供与等	第27条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
			健康管理	第28条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			緊急時等の対応	第29条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			障害児の入院期間中の取扱い	第30条					○	×		第57条において準用する場合を含む
			給付金として支払を受けた金銭の管理	第31条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	第32条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。		
			管理者による管理等	第33条	1					○	×	
2								×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能			
3						×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
運営規定	第34条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
勤務体制の確保	第35条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
定員の遵守	第36条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。					
非常災害対策	第37条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。					
衛生管理等	第38条					×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。					
協力医療機関等	第39条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
掲示	第40条					×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能					
身体拘束等の禁止	第41条					○	×		第57条において準用する場合を含む			

章	節	節	条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考
			虐待等の禁止	第42条		○		×		第57条において準用する場合を含む
			懲戒に係る権限の濫用禁止	第43条		○		×		第57条において準用する場合を含む
			秘密保持等	第44条		○		×		第57条において準用する場合を含む
			情報の提供等	第45条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			利益供与等の禁止	第46条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			苦情解決	第47条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			地域との連携等	第48条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			事故発生時の対応	第49条		○		×		第57条において準用する場合を含む
			会計の区分	第50条				×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(社会福祉法人等会計基準)	
			記録の整備	第51条				×	緩和することで他の規定との齟齬が生じる。(監査、実地指導等)	
	第1節	人員に関する基準	従業者の員数	第52条		○		×		
第三章	指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準	設備に関する基準	設備	第53条	1	1	○	×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	病室に係る部分に限る
						2		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
						3		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
						4		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
						5		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
	第3節	運営に関する基準	入所利用者負担額の受領	第54条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
			障害児入所給付費の額に係る通知等	第55条				×	緩和することで利用者に著しい不利益が生じる。	
		協力医療機関等	第56条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		準用	第57条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
附則			施行期日	第1条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	
			設備に関する特例	第2条		○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	面積に係る部分に限る
				第3条		○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	面積に係る部分に限る

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

章		条	項	号	従う	標準	独自基準の有無	独自基準を設定しない理由及び独自基準以外の修正点・理由	備考	
第八章	福祉型障害児入所施設	設備の基準	第48条	1	○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	居室・調理室に係る部分に限る	
				2			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				3			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				4			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				5			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				6			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				7	○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		面積に係る部分に限る
				8			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				9			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		職員	第49条		○		×			
		生活指導及び学習指導	第50条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	第51条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		入所支援計画の作成	第52条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		児童と起居を共にする職員	第53条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
保護者等との連絡	第54条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
心理学的及び精神医学的審査	第55条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
入所した児童に対する健康診断	第56条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
第八章の二	医療型障害児入所施設	設備の基準	第57条	1	○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	病室・給食施設に係る部分に限る	
				2			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				3			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				4			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		職員	第58条		○		×			
		心理学的及び精神医学的審査	第59条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		入所した児童に対する健康診断	第60条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
児童と起居を共にする職員	第61条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
第八章の三	福祉型児童発達支援センター	設備の基準	第62条	1	○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	調理室、指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る	
				2	○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		面積に係る部分に限る
				3	○		×			
				4			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				5			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
				6	○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	調理室に係る部分に限る	
		職員	第63条		○		×			
		生活指導及び計画の作成	第64条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		保護者等との連絡	第65条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
入所した児童に対する健康診断	第66条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
心理学的及び精神医学的審査	第67条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能				
第八章の四	医療型児童発達支援センター	設備の基準	第68条	1	○		×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能	病室・調理室に係る部分に限る	
				2			×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		職員	第69条		○		×		第57条において準用する場合を含む	
		入所した児童に対する健康診断	第70条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		
		生活指導等	第71条				×	事業を行う最低の基準であり緩和することは不可能		